

広島県リスクリング推進検討協議会 設置要綱

(目的)

第1条 成長分野での競争力強化に資するリスクリングを推進するとともに、将来の需給ギャップに対応した円滑な労働移動の実現を目指すため、「広島県リスクリング推進検討協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(役割)

第2条 リスクリングの推進や労働移動実現に向けた意見・情報交換等

(構成)

第3条 協議会は、経済団体・労働団体・行政のトップや有識者等の委員で構成する。
2 会長は広島県知事とする。
3 会長に事故があるときは、広島県副知事が代理する。
4 会長は、必要に応じて、上記構成メンバー以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。
2 協議会は、必要に応じて開催する。
3 委員等は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(分科会)

第5条 第2条に定める事項を具体的に協議するため、分科会を置く。
2 分科会は、有識者等の委員で構成する。
3 前項に規定する者が、やむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。
4 分科会には、構成員等以外を出席させることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、商工労働局産業人材課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年4月 日から施行する。